

# 川崎市交通局簡易版電子申請サービスの利用に関する要綱

令和5年3月15日

4川交庶第1603号

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規程（平成18年交通局規程第32号。以下「規程」という。）に基づき、交通局に係る手続等のうち川崎市簡易版電子申請サービスを利用する場合の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱で使用する用語の意義は、川崎市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（平成18年川崎市条例第4号）及び規程で使用する用語の例によるほか、次に定めるところによるものとする。

(1) 川崎市簡易版電子申請サービス 市の機関等に係る申請等の受付を行うための電子情報処理組織で総務企画局デジタル化施策推進室が所管する汎用受付サービスをいう。（以下「本サービス」という。）

(申請等を行った者を確認するための措置)

第3条 規程第5条第2項ただし書及び同条第3項に規定する交通局長が別に定める方法は、次に掲げるものを送信する方法とする。

(1) 本人確認書類（公的な写真付きの身分証明書（マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等）を1種類又はその他の身分証明書を2種類）を記録した電子ファイル

(利用可能な手続等)

第4条 前条に掲げる本人確認事項を使用して行うことができる申請等は、市ホームページ上に公開されているところによる。

(交通局長の指定する電子計算機)

第5条 規程第5条第1項及び同条第5項に規定する交通局長の指定する電子計算機は、本サービスを構成する電子計算機とする。

(添付書面等の取扱い)

第6条 規程第5条第5項に規定する添付書面等に記載すべき事項は、本サービスが提供する様式に入力し、本サービスを使用してこれを送信することができる。

(その他必要な事項)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本サービスの利用に関し必要な事項については、市長事務部局の例による。

附 則

この要綱は、令和5年3月15日から施行し、令和4年2月7日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。